

資源有効利用促進法の政令及び省令の改正について（概要）

令和 4 年 9 月
不動産・建設経済局建設業課

○施行日について

公布：令和 4 年 9 月 2 日

施行：令和 5 年 1 月 1 日

○改正内容について

（1）資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正

- ①資源有効利用促進法第15条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる特定再利用事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第2関係）。
- ②資源有効利用促進法第34条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用の促進が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる指定副産物事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第7関係）。

（2）建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（再生資源省令）の一部改正

- ①建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の利用に当たっての責務の追加（第4条・第5条・第6条）

建設工事業業者は、建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を利用する場合において、完成後の工作物の機能のみならず安全にも支障が生じないよう適切な施工を行うものとする。
- ②再生資源利用促進の主体の明確化（第4条・第8条・第9条関係）

建設発生土の利用に当たっての情報収集及び情報提供、再生資源利用計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備については、発注者から直接工事を請け負った者及び自主施工者（以下これらを「元請業者等」という。）をその主体として明確化することとする。
- ③再生資源利用計画の作成対象工事の拡大等（第8条関係）
 - i. 計画作成を要する基準となる建設発生土の搬入量「1000㎡以上」を「500㎡以上」に引き下げることにし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
 - ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名
 - ・建設資材ごとの利用量及び当該利用量のうち再生資源ごとの利用量

- ・再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
 - ・建設資材ごとの再生資源利用率（＝再生資源の利用量／建設資材の利用量）
 - ・計画の作成日又は変更日
- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

(3) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（指定副産物省令）の一部改正

①再生資源の利用の促進の原則への「指定副産物の適正な分別」の位置付け（第3条関係）

建設工事業業者は、再資源化施設の活用を図ること等のみならず、指定副産物の適正な分別を図ることにより、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

②指定副産物の処理に要する費用の見積りに係る規定の追加（新設）

建設工事業業者は、請負契約を締結するに際して、指定副産物を工事現場から搬出する予定があるときは、運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費を適切に見積るよう努めるものとすることとする。

③指定副産物の利用促進の主体の明確化（第4条・第7条・第8条関係）

工事現場から建設発生土を搬出する場合の情報収集及び情報提供、再生資源利用促進計画の作成等並びに工事現場における管理体制の整備について、元請業者等をその主体として明確化することとする。

④再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等（第7条関係）

- i. 計画を要するの基準となる建設発生土の搬出量「1000m³以上」を「500m³以上」に引き下げることとし、発注者から直接工事を請け負った者は計画作成後速やかに発注者に提出し、その内容を説明するものとする。
- ii. 計画には以下の事項を記載するものとし、以下の事項に変更が生じたときは速やかに発注者に報告するとともに、計画を変更するものとする。
 - ・発注者及び元請業者等の商号、名称又は氏名
 - ・元請業者等が工事現場に置く責任者の氏名
 - ・指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量
 - ・指定副産物の種類ごとの搬出先の名称（搬出先が他の工事現場の場合は、建設工事の名称）及び所在地
 - ・指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率（＝「工事現場内における利用量」及び「工事現場からの搬出量のうち再生資源として利用された量」の合計／工事現場における指定副産物の発生量）
 - ・計画の作成日又は変更日

- iii. 元請業者等は、計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。
- iv. 発注者から直接工事を請け負った者は、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告するものとする。
- v. 計画及び実施状況の記録には、虚偽の記載を行ってはならないこととする。
- vi. 元請業者等は、計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間（現行は1年間）保存することとする。

（４）経過措置

（２）及び（３）の改正は、施行日（令和５年１月１日）以後に新たに請負契約を締結する建設工事に適用し、同日前に請負契約を締結した建設工事については、なお従前の例によることとする。

以上

事務連絡
令和4年6月1日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「廃棄物混じり土の発生防止に関するお知らせ」及び
「資源有効利用促進法」を知っていますか？」チラシの配布について
(協力依頼)

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、令和3年7月には静岡県熱海市で大雨による土石流災害が発生するなど、各地で盛土に起因した大規模な被害が発生しているところです。

このような状況を踏まえ、今般、危険な盛土等の発生を防止するための対策の一環として、土砂の処理等に関する関係法令の制度周知・問合せ窓口の周知徹底を図るため、建設業者向けに標題のチラシを作成いたしました（「廃棄物混じり土の発生防止に関するお知らせ」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を所管する環境省との連名。）。

本チラシは、より多くの建設業者のもとに届くよう、建設業者団体経由の周知に加え、建設業許可の更新時等に、各許可行政庁より周知いただくことを想定しており、国土交通大臣許可業者に対しては、本年6月より各地方整備局において配布等を行う予定です。

貴部局におかれましては、建設業許可の新規許可時や更新時に、建設業者に対し本チラシを送付又は手渡ししていただくほか、貴部局執務室等にて配布・掲示していただくなど、建設業者への周知にご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、「廃棄物混じり土の発生防止に関するお知らせ」チラシについては、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部局に対しても周知していることを申し添えます。

【お問合せ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

担当 兼重、田中、高橋

電話 03-5253-8277 E-Mail:hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

- 資源有効利用促進法政省令の一部改正がされました。(公布:R4.9.2/施行:R5.1.1*)【下線部が改正点】
- 今後、盛土規制法の施行に合わせ、更に資源有効利用促進法省令の改正を予定しています。

※施行日以降に契約する工事に適用

(1) 発注者、事業者の責務（発注者、元請及び下請企業）

原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努める

- ・資源有効利用促進法では発注者及び受注者に対して、原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。

(2) 契約の際に実施すること（元請及び下請企業）

指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行う

- ・元請及び下請企業は、請負契約を締結するに際して、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めることとなっています。

(3) 施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見やすい場所へ掲示することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

(4) 竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存等

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の実施状況を把握して記録し、工事完成後5年間(改正前は1年)保存することとなっています。
- ・また、発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. Co塊 } As塊 } …… 合計200t以上 建設発生木材 }	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 500m ³ 以上 (改正前は1,000m ³) 2. 砕石 …… 500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200t以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

